

2024年6月

ATグループ診療所

医療情報取得加算に関する掲示

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力お願いいたします。

2024年6月1日より国で定められた診療報酬算定要件に従い、下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

初診の方（月1回に限り）

マイナ保険証利用する（情報取得同意） …1点

マイナ保険証利用しない …3点

再診の方（3月に1回に限り）

マイナ保険証利用する（情報取得同意） …1点

マイナ保険証利用しない …2点

どうぞご理解いただきますよう宜しくお願い申し上げます。